

第9章 住まいのサービス

シルバーハウジング生活援助員派遣事業

シルバーハウジング（ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の方が安心して快適な生活ができるように設備設計を行った市営住宅）に生活援助員（LSA：ライフサポートアドバイザー）を派遣し、入居者が安定した生活を営むことができるように、生活支援や緊急時の安否確認などのサービスを提供します。

●入居対象者

シルバーハウジングに入居できる方は、以下の条件を備えている世帯です。

- ①自炊等が可能な程度の健康状態にあり、次のいずれかの条件にあてはまること
（要介護状態区分が要介護3以上の認定を受けている方は申し込みできません。）
 - （ア）満65歳以上の単身者世帯
 - （イ）いずれかが満65歳以上の夫婦からなる世帯
 - （ウ）満65歳以上の親族のみで構成される世帯
- ②千葉市内に居住し、住民登録（外国人は在留資格を有し、1年以上居住している方）をしている方、または、申し込み日現在で千葉市内に勤務先のある方
- ③現に同居し、または同居しようとする親族（内縁関係にある方、婚約者を含む）がある方
なお、単身者の方は、2DK又は1LDKに限り住宅を申し込みできます。
- ④現に住宅に困窮していること
- ⑤入居収入基準内であること
- ⑥市町村民税を滞納していないこと
- ⑦申込者本人及び同居する親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

●団地名、戸数

団地名	所在地	間取り	戸数
仁戸名町団地	中央区仁戸名町712-2	2LDK	2戸
		2DK	8戸
		1LDK	20戸
計			30戸

- LSAの業務について 生活相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急援助が必要な場合の関係機関への連絡を行います。ホームヘルパーの業務である、調理や掃除、入浴の介助等はいりません。

- 入居者の負担金 家賃とは別に市民税所得割額に応じて負担金がかかります。

《お問い合わせ先》	
シルバーハウジングの入居・申し込みに関すること	
千葉市住宅供給公社 入居支援班	301-6271
生活援助員に関すること	
高齢福祉課	245-5166

市営住宅（老人世帯向け住宅）

●老人世帯向け住宅

老人世帯向け住宅に入居できる方は、共通の入居要件に加え、以下の条件を備えている世帯です。

・次の各号のいずれかの世帯

(1) 60歳以上の方と次の(ア)から(ウ)のいずれかにあてはまる親族のみからなる世帯

(ア)配偶者（内縁関係にある方、婚約者を含む）

(イ)60歳以上又は18歳未満の方

(ウ)重度・中度の身体障害者または知的障害者等の方

(2) 60歳以上の単身世帯 ※単身者向け住宅のみが対象

【共通の入居要件】

- ・千葉市内に在住し、住民登録（外国人は在留資格を有し、日本に1年以上居住している方）をしている方、または、申し込み日現在で千葉市内に勤務先のある方
- ・現に住宅に困窮していること
- ・入居収入基準内であること
- ・市町村民税を滞納していないこと
- ・申込者本人及び同居する親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

団地名	戸数	所在地	間取り	団地名	戸数	所在地	間取り
白旗	104	中央区白旗1-2,3	1K	桜木町第2	6	若葉区桜木2-24	3DK
松ヶ丘町	1	中央区松ヶ丘町148	1LDK	西下田	12	若葉区御成台2-1	2DK
//	1	//	2LDK	//	7	//	2LDK
//	1	//	3LDK	//	6	//	3LDK
星久喜町第1	12	中央区星久喜町1210	2DK	誉田1丁目	6	緑区誉田町1-798-1	3DK
//	5	//	2LDK	誉田2丁目	8	緑区誉田町2-2-25,35	3DK
//	6	//	3LDK	誉田2丁目第2	4	緑区誉田町2-2-1462	3DK
千種町	4	花見川区千種町354-2	3DK	鎌取	6	緑区鎌取町112-23	3DK
天台	2	稲毛区天台1-6-21	2LDK	おゆみ野第1	6	緑区おゆみ野5-28	3DK
//	1	//	3LDK	おゆみ野第2	12	緑区おゆみ野6-24-1,2	3DK
轟町第1	2	稲毛区轟町2-8	2LDK	古市場第3	6	緑区古市場町474-300	3DK
//	2	//	3LDK	高浜第1	4	美浜区高浜1-2	3DK
轟町第2	2	稲毛区轟町1-15-6	2LDK	高浜第2	16	美浜区高浜1-5	3DK
//	1	//	3LDK	高浜第3	16	美浜区高浜4-2	3DK
貝塚	4	若葉区貝塚町556-1	3DK	高浜第4	4	美浜区高浜1-7	3DK
貝塚第2	10	若葉区貝塚町192-4	1LDK				
//	10	//	2DK				

※なお、一般向けに入居者募集を行っている団地のうち、仁戸名町団地（83戸）、宮野木町第1団地（216戸）、宮野木町第2団地（69戸）、桜木町団地（63戸）及び小倉台団地（94戸）については、部屋内がバリアフリー化されておりますので老人世帯も安心してお住まいいただけます。

●単身者向け住宅（45㎡以下または2DK以下の住宅等）

単身者向け住宅に入居できる方は、戸籍上配偶者のいない方で、共通の入居要件に加え、以下のいずれかの条件を備えている方です。

ただし、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において

これを受けることができず、または受けることが困難であると認められる方を除きます。

(1)60歳以上の方

(2)身体障害者の1級から4級までの手帳を交付されている方、精神障害者の1級から3級までの手帳を交付されている方、知的障害者で療育手帳を交付されている方

(3)生活保護を受けている方

※その他の条件については記載を省略します。詳しくは千葉市住宅供給公社HPをご覧ください。

[入居を希望される方](#) [千葉市住宅供給公社](#) [検索](#)

●入居者の募集について

年4回(4・7・10・1月受付)定期募集(抽選)を行います。応募のなかった住戸については翌月に再募集(抽選)を行います。また、先着順で申し込みを受け付ける常時募集住戸もあります。

定期募集については、受付月の前月25日頃から募集案内書を千葉市住宅供給公社、各区役所、住まい情報プラザ(千葉県住宅供給公社内)で配布します。市公社HPからもダウンロード可能です。

定期募集の申込は受付月の1~10日、市公社への郵送にて受け付けます。

※詳しくは千葉市住宅供給公社HPをご覧ください。

[入居を希望される方](#) [千葉市住宅供給公社](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》

千葉市住宅供給公社 入居支援班	301-6271
-----------------	----------

住宅改造相談

在宅の障害者または高齢者の居宅生活を安全で暮らしやすくするため、また介護をしやすくするために住宅の改造を考えている方の相談に応じます。

●内容 介護と福祉に精通した、専門知識を有する相談員(住まいと福祉の会所属の一級建築士)及び作業療法士等が身体状況や家屋状況に応じたアドバイスをします。

例:障害もしくは高齢に伴う身体機能の低下による手すりの設置や段差解消など

※必要に応じ、相談員が改造検討する住宅に出向きます。

※住宅改修費支援サービスについては、各区高齢障害支援課へお問い合わせください。

●実施日 毎月第1、3火曜日 午後1時から午後4時まで(応相談)

※事前に電話または窓口で予約が必要です。

《お問い合わせ先》

千葉市障害者福祉センター	209-8779
--------------	----------

住宅増改築相談

障害者や高齢者に配慮した住宅の増改築(バリアフリー化工事など)をしようとする方に公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター登録の増改築相談員(千葉市増改築相談員協議会会員)が相談に応じます。

●実施日 毎月第2金曜日(1月は第3金曜日) 午前10時から午後3時まで

●開催場所 各区役所玄関ホール等(中央区はきぼーる1階アトリウム)

《お問い合わせ先》

千葉市増改築相談員協議会	285-3003
--------------	----------

千葉県居住支援協議会相談窓口（すまいサポートちば）

市の住宅部局・福祉部局、外郭団体、不動産関係団体で構成する千葉県居住支援協議会にて、住宅確保要配慮者（60歳以上の高齢者、障害者など法律等で定められた方）の入居を支援するため、専用の相談窓口（すまいサポートちば）を設置しています。

●対象者

住宅確保要配慮者、家主・不動産事業者等

●内容

【相談支援】

入居に関するお困りごとをお聞きして、課題整理などを行い、状況に応じて関連する福祉等の窓口を紹介します。

【情報提供】

民間法人が行う居住支援に関するサービスや、協力不動産店や物件情報を提供します。

【同行支援】

相談者の状況に応じて、物件内覧や契約手続きのため、同行支援を行います。

●開設日時

月曜日～金曜日 9：00～17：00（12：00～13：00を除く）

※ご相談は原則、予約制となります。事前に電話又はメールでお問合せください。

《お問い合わせ先》	
すまいサポートちば (千葉県居住支援協議会相談窓口)	301-6273 sumasapo@cjkk.or.jp

住宅確保要配慮者円滑入居支援（家賃債務保証料等助成）

民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、住宅確保要配慮者（60歳以上の高齢者や障害者など法律等で定められた方）のうち、一定の所得要件（*1）を満たす方に対して、家賃債務保証料等の一部を助成します。

- 以下の住宅へ入居する場合に、家賃債務保証会社等と保証契約を締結することで発生する保証料等について、初回分に限り6万円を上限額として助成します。（*2）

<千葉市民間賃貸入居支援住宅>

→ すまいのコンシェルジュ（千葉県住宅関連情報コーナー）から情報提供を受けた住宅。

<住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅又は居住安定援助賃貸住宅>

→ 国のセーフティネット住宅情報提供システムに登録された住宅。

<居住安定援助賃貸住宅>

→ 国の居住サポート住宅情報提供システムに登録された住宅。

*1 補助対象者ごとに要件が異なりますので、詳細は以下のお問い合わせ先にご確認下さい。

*2 その他公的制度による同種の補助を受けている場合は対象外となります。

《お問い合わせ先》	
【千葉市民間賃貸入居支援住宅へ入居する場合】 すまいのコンシェルジュ (千葉県住宅関連情報提供コーナー)	301-6278
【住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅へ入居する場合】 【居住安定援助賃貸住宅へ入居する場合】 住宅政策課 住宅企画第二班	245-5853